

(別表)

農 薬 名	水濁指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (DEP)	0.05
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06
	(イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPA イソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051
	(MCPAとして)

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI} (\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADI の 10\% 配分}) / 2 (\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。